

財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和4年7月28日から同年9月1日までの間に、本庁機関3か所について財務監査（随時監査）等を実施し、4件の指摘事項が認められました。

1 監査の内容

- (1) 財務監査（随時監査）及び臨時行政監査（中小企業支援課及び医療危機対策本部室）

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和元年度の事務事業を対象とした財務監査（定期監査）を実施していなかった産業労働局中小企業部中小企業支援課及び令和2年度の事務事業を対象とした財務監査（定期監査）を実施していなかった健康医療局医療危機対策本部室に対し、それぞれの事務事業を対象として、財務監査（随時監査）及び臨時行政監査を実施しました。

- (2) 臨時財務監査（用地課）

令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、神奈川県道路公社への駐車場用地の貸付料の見直し状況を継続して確認する必要があると認められた県土整備局事業管理部用地課に対し、臨時財務監査を実施しました。

2 監査の結果

合計4件の指摘事項（中小企業支援課で不適切事項2件、医療危機対策本部室で不適切事項1件、用地課で要改善事項1件）が認められました。その内容は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和4年11月25日付け）のとおりです。

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」、「不経済な行為又は損害が生じているもの」、「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」、「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

企画調査グループ 黒澤 電話 045-285-5078